

## 様式第1号（第9条関係）

### 公募型プロポーザル方式による提案書募集に関する公表

次のとおり提案書を募集します。

令和2年12月14日

一般財団法人足立区観光交流協会  
会長 石川 義夫

#### 1 業務概要

##### （1）業務名

お休み処「千住街の駅」運営業務委託

##### （2）業務内容

別紙仕様書のとおり

##### （3）履行期間

令和3年4月1日（木）から令和4年3月31日（木）まで

ただし、業務実施状況が良好な場合は2回まで更新可

#### 2 提案限度価格等

##### （1）提案限度価格

5,280,000円（消費税込み）

##### （2）最低制限価格

なし

#### 3 資格要件、選定基準及び評価基準

##### （1）提案書提出者に要求される資格要件

当該業務において一般財団法人足立区観光交流協会事業者名簿に登載されていること。

特別の理由がある場合を除くほか、当該業務に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又は日本国憲法の下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体に属する者が実質的に経営に関与し、又は当該者を相当の責任のある地位にある者として使用している者でないこと。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体及び警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、足立区又は協会に対し、足立区又は協会発注の契約について排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に定める無差別大量殺人行為を行った団体又はこれら団体の支配若しくは影響の下に活動しているものと認められる団体に属する者が実質的に経営に関与している者又は当該者を相当の責任のある地位にある者として使用している者でないこと。

（2）提案書の提出者を選定するための評価基準

評価項目	評価の視点	指標	評価配分
経営状況	経営状況が安定しているか	過去2年の財務諸表	20%
危機管理	事故・病人等に対応できるか	応急救命講習受講者割合	20%
業務実績	案内業務に必要な知識・経験を有しているか	同種・類似業務の実績	30%
地域精通度	対象地域の実情に精通しているか	千住地域における過去の業務実績	30%
区内加点		足立区内に事業所がある	+10%

（3）提案書を特定するための評価基準

評価項目	評価の視点	得点配分
業務の理解度	お休み処及び観光案内窓口としての役割を理解しているか	15%
運営体制・技術力	業務を遂行するために必要な知識・経験を有する運営スタッフを確保できているか	40%
企画・事業力	来街者増加につながる事業を企画・運営できるか	30%
危機管理体制	人命・応急救急に対する初動体制、災害・新型コロナウィルス等に対する危機管理体制が整っているか	10%
コスト	コストは妥当か	5%
区内加点	区内に事業所があるか	+5%

4 手続き等

（1）説明書の交付期間、交付方法及び交付場所

交付期間 令和2年12月14日（月）から令和2年12月23日（水）まで

交付方法 協会ホームページからのダウンロード又は協会窓口での直接交付

交付場所 〒120-8510

足立区中央本町1-17-1 足立区役所南館4階

一般財団法人足立区観光交流協会

（2）参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

提出期限 令和2年12月24日（木）午後5時

提出場所 4（1）と同じ。

提出方法 窓口への持参

受付時間：午前8時半から午後5時（土日祝日を除く）

（3）提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

提出期限 令和3年2月5日（金）午後5時

提出場所 4（1）同じ。

提出方法 4（2）同じ。

5 その他

- （1）提出期限までに参加表明書を提出しない者及び提案書の提出者に選定された旨の通知を受けなかった者は、提案書を提出することができないものとする。
- （2）参加表明書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- （3）提出された参加表明書及び提案書は返却しない。
- （4）提出された参加表明書及び提案書は、提案書の提出者の選定及び提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。
- （5）提出期限以降における参加表明書及び提案書の差替え及び再提出は認めない。
- （6）参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。
- （7）被特定者が失格し、又は正当な理由がなく契約締結を辞退したことにより協会に損害を与えた場合には、損害賠償を請求する場合がある。
- （8）被特定者が正当な理由がなく契約締結を辞退した場合は、会長はプロポーザル参加資格を停止する措置を行うことがある。併せて、協会の入札等に参加できないことがある。